官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（一五）　三
○関税定率法等の一部を改正する法律（一六）　四
○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（一七）　六
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（一八）　六
〔政　令〕
○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一四一）　八
○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四二）　九
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令（一四三）　九
〔省　令〕
○税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（財務三五）　一〇
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令（同三六）　一〇
○大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学一〇）　一二
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四八）　一三
〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務九二）　一三
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（同九三）　一三
○関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（同九四）　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第一五号）（総務省）

1　特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における組合員以外の者の利用割合の制限を緩和し、次のとおりとすることとした。（第一九条の二第一項関係）

㈠　一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の一〇〇分の五〇を超えてはならないこと。

㈡　一事業年度における組合員以外の者（関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の一〇〇分の二〇を超えてはならないこと。

2　1の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人をいうこととした。（第一九条の二第二項関係）

3　内閣府の所掌事務の特例の期限を五年延長し、令和一二年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

4　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。ただし、3は公布の日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第一六号）（財務省）

1　個別品目の関税率の見直し

鉱工業品四品目について、一・六―ヘキサンジオール等については基本税率を無税、リチウム＝ビス（オキサラト）ボラートについては、暫定税率を無税とすることとした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第一関係）

2　重加算税制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合には、その隠蔽・仮装行為については、関税に係る重加算税の加重対象から除外することとした。（関税法第一二条の四関係）

3　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和七年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四、別表第一等関係）

㈡　令和七年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度）について、適用期限を二年延長することとした。（関税暫定措置法第一三条関係）

㈢　児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することにより、関税を軽減することとした。（関税定率法別表並びに関税暫定措置法別表第一及び別表第一の三関係）

4　特別特恵関税の見直し

特別特恵税率の適用対象について、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加することとした。（関税暫定措置法第八条の二関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第一七号）（文部科学省）

1　法律の目的の見直し

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することと改めることとした。（第一条関係）

2　授業料等減免の対象者の追加
授業料等減免の対象者として、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であることに該当する者として、確認大学等の設置者が認定を行ったものを加え、その授業料等減免の額は確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額とすることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

3　認定手続等に関する規定の整備
㈠　認定を受けようとする学生等は、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別等を記載した申請書等を確認大学等の設置者に提出し、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、当該学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に認定を行うこととした。（第五条関係）
㈡　授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについての認定を受けなければならないこととした。（第六条関係）

4　授業料等減免についての配慮事項の新設
国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法（平成一五年法律第九四号）に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮することとした。（第一五条関係）

5　その他所要の改正を行うこととした。

6　施行期日等
㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）
㈡　政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第六条関係）

㈢　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第一〇条関係）

㈣　この法律は、一部を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（法律第一八号）（厚生労働省）

1　戦没者等の遺族に対する援護の措置等
㈠　令和七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二七万五、〇〇〇円、五年償還の国債を支給することとした。（第一条関係）
㈡　特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諮問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更することとした。（第一条関係）
㈢　令和一二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二七万五、〇〇〇円、五年償還の国債を支給することとした。（第二条関係）

2　施行期日等
㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）
㈡　この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、1の㈢及び2の㈠の一部については、令和一二年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一四一号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。
㈠　特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）
㈡　特別特恵税率の適用対象に関し、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加することに伴い、後発開発途上国でなくなってから二年を経過するまでの国を後発開発途上国に準ずる国とすることとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）
2　徳島飛行場を税関空港に指定することとした。（関税法施行令別表第二関係）
3　児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することを受け、関係規定の整備を行うこととした。（関税定率法施行令第六五条、関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条並びに畜産経営の安定に関する法律施行令第一一条関係）
4　レバノンを便益関税の適用国に追加することとした。（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）
5　関税割当制度の適用を受ける物品につき令和七年度の関税割当数量を規定することとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）
6　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係）
7　その他所要の規定の整備を行うこととした。
8　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一四二号）（文部科学省）

一　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係
1　大学等における修学の支援に関する法律第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者について、授業料等減免の額を定めることとした。（第二条第一項第一号関係）
2　その他所要の改正を行うこととした。

二　関係政令の整備関係
関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第五条関係）

三　施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行するものとした。

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（厚生労働省）

1　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四〇年法律第一〇〇号）第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とすることとした。（本則関係）

2　施行期日等
㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

法律

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十五号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「及び次条」を「から第十九条の二まで」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（組合員以外の者の事業の利用の特例）

第十九条の二　特定地域づくり事業協同組合が組合員以外の者のうち関係市町村等に第十八条第一項の規定による労働者派遣事業を利用させる場合における当該労働者派遣事業についての中小企業等協同組合法第九条の二第三項ただし書及び第百十五条第一項の規定の適用については、同法第九条の二第三項ただし書中「百分の二十」とあるのは「百分の五十を超えてはならず、かつ、一事業年度における組合員以外の者（地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第十九条の二第二項に規定する関係市町村等を除く。）の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十」と、同法第百十五条第一項第三号中「第九条の二第三項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）」とあるのは「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九条の二第三項」とする。

2　前項の「関係市町村等」とは、当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村及び当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

2　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表令和九年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十二年三月三十一日	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に基づく特定地域づくり事業協同組合（同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。）の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附則第四条の二中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十六号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第二九〇五・三九号を次のように改める。

二九〇五・三九	その他のもの	
	一　一・六―ヘキサンジオール	無税
	二　その他のもの	四・六％

別表第二九二三・九〇号中「

二	シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド及びシクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド	無税
三	その他のもの	四・六％

」を「

二	その他のもの	四・六％

」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第三項中「保存」の下に「（第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録」の下に「（第九十四条の五に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつて、その保存が関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く。）」を加える。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項及び第八項、第七条の四第一項並びに第七条の六第一項及び第五項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第八条の二第三項中「国で」を「国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であつて、」に改める。

第十三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「）及び」を「）並びに」に改め、同表第一八〇六・一〇号中「二〇・四％」を「一九％」に改め、同表第一八〇六・二〇号中「二〇・九％」を「一九・九％」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二二・三％」を「二一・二％」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「七・七％」を「五・八％」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二二・三％」を「二一・二％」に改める。

別表第一第二九・〇九項の次に次の一項を加える。

二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	
	その他のもの	
二九三四・九九	その他のもの	
	二　その他のもののうち	
	リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート	無税

別表第一の三中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改め、同表第〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え、「）及び」を「）並びに」に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法第十二条の四第三項の規定は、令和九年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十七号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　大学等における修学の支援（第三条）」を「第二章　大学等における修学の支援（第三条―第十五条）」に、「第十七条・第十八条」を「第十六条・第十七条」に、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条第一項中「第七条第一項及び第十条」を「次条第一項及び第八条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「次条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「子等」とは、子その他これに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。

第二章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六条を削る。

第七条第一項中「授業料等減免」を「次条第一項の規定による授業料等の減免」に改め、同項第一号中「限る。第十条第一号」を「限る。第八条第一号」に、「いう。第十条第一号」を「いう。同号」に改め、同項第三号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第五号中「第十条第三号」を「第八条第三号」に改め、同項第六号中「第十条第四号」を「第八条第四号」に改め、同条第二項中「第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第二章中同条を第三条とする。

第八条の見出し中「授業料等の減免」を「授業料等減免」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件（以下「認定事由」という。）のいずれかに該当する者として認定を行ったもの（以下「授業料等減免対象者」という。）に対して授業料等の減免を行うものとする。

一　当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

二　当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあること。

2　次の各号に掲げる授業料等減免対象者に対して前項の規定により行う授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）の額は、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定（第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。）を受けた授業料等減免対象者　確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

二　前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者　当該授業料等減免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

第八条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（認定の手続）

第五条　前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

2　前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に行うものとする。

（変更認定）

第六条　授業料等減免対象者は、当該認定を行った確認大学等の設置者から当該認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについて当該設置者の認定（以下この条において「変更認定」という。）を受けなければならない。変更認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として当該設置者から授業料等減免を受けようとするときも、同様とする。

2　前条第一項本文及び第二項の規定は、変更認定について準用する。この場合において、同条第一項本文中「学生等は」とあるのは「授業料等減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類（以下この項において「学業成績関係書類等」という。）及び当該」とあるのは「当該」と、「当該学生等が在学する」とあるのは「次条第一項の」と、同条第二項中「学生等が特に優れた者であり、かつ、」とあるのは「授業料等減免対象者が」と読み替えるものとする。

第九条第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「第十二条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第八条とし、第十一条を第九条とする。

第十二条第一項中「第八条第一項の規定による」を「第四条第一項又は第六条第一項の」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条第一項第四号及び第五号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条ただし書中「第十条及び第十一条」を「第八条及び第九条」に改め、同条を第十四条とし、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免についての配慮事項）

第十五条　国は、第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

第十七条第一項中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、第三章中同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に改め、「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

附則第四条第一号中「学資支給」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給」に、「独立行政法人日本学生支援機構法」を「同法」に改め、同条第二号中「第十条」を「第八条」に、「第十一条」を「第九条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（認定に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の大学等における修学の支援に関する法律（次条において「旧法」という。）第八条第一項の規定による認定を受けており、かつ、当該認定に係る大学等（大学等における修学の支援に関する法律第二条第一項に規定する大学等をいう。次条において同じ。）に引き続き在学する者についてのこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の在学に係る授業料の減免については、当該者は、施行日において、この法律による改正後の大学等における修学の支援に関する法律（附則第六条において「新法」という。）第四条第一項第二号の認定事由（同項に規定する認定事由をいう。）に該当する者として同項の認定を受けたものとみなす。

（授業料等減免に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧法第八条第一項の規定による認定を受けた者の当該認定に係る大学等の入学金及び施行日前の在学に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第七条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「第十条」を「第八条」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（学校教育法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中大学等における修学の支援に関する法律第二条第二項の改正規定の前に次のように加える。

第一条中「学生等」を「学生」に改める。

附則第七条のうち大学等における修学の支援に関する法律第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項の改正規定中「第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号」を「第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十条第一項第二号」に改める。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂

文部科学大臣　阿部　俊子

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第十八号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

第一条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、平成三十二年四月一日」を「、令和七年四月一日」に改め、同項第一号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の二第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第二条の三第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

第三条ただし書中「平成三十二年四月一日」を「令和七年四月一日」に、「同法」を「遺族援護法」に改める。

第五条第一項中「二十五万円」を「二十七万五千円」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

（審議会等の意見の聴取）

第八条　厚生労働大臣は、特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決をするに当たつては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の二を第十四条とする。

第二条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「令和七年四月一日」を「令和十二年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、令和十二年四月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条　第一条の規定による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（以下「法」という。）による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2　第一条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和七年九月一日とする。

3　第一条の規定の施行の日前にされた特別弔慰金に関する処分又はその不作為についての審査請求であつて、同条の施行の際厚生労働大臣が裁決をしていないものについては、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正前の法による特別弔慰金については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の法第五条第一項の規定により交付する国債の発行の日は、令和十二年九月一日とする。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第三の七の二十一の項中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第四の四の三十四の項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

別表第五第十号の九中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

政　令

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十六号）の施行に伴い、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第五条及び別表、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項、第七条の八第一項、第八条の二第三項及び第四項、第九条第一項並びに別表第一、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イ及び二並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「広　島　広　島」を「広　島　広　島　徳　島　徳　島」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項に次の一号を加える。

五　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて同法第六条の三第二十三項に規定する事業を行う施設（前三号に掲げる施設を除く。）

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の十一」を「第十九条の十」に改める。

第十四条第一項ただし書中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十九条の三の表中九の項を削り、同表の十の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十一の項を十の項とし、十二の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、二十の項を削り、同表の二十一の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の十九の項とする。

第十九条の九を削り、第十九条の十を第十九条の九とし、第十九条の十一を第十九条の十とする。

第二十五条第一項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第三項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第八項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「日」の下に「から起算して二年を経過した日」を加え、同項第三号中「について」の下に「特別」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「特恵関税について」の下に「特別」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八条の二第三項に規定する」の下に「同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。以下この項、次項及び第八項第三号において同じ。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして」を加え、「同項の」を「同条第三項の」に改め、「（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）」を削り、「について」の下に「特別」を加え、「指定したもの」を「指定した国」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第八条の二第三項に規定する国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国に準ずるものとして政令で定める国は、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされていた国であつて後発開発途上国でなくなる国際連合総会の決議の日から起算して二年を経過するまでの国とする。

第三十二条第一項第一号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

第三十三条第五項中「」及び」を「」並びに」に改め、「保育を行う者」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行う者」を加える。

別表第一の二十八の項を次のように改める。

二十八	削除

別表第一中二十八の二の項を削る。

別表第一の四十四の項を次のように改める。

四十四	削除

別表第一の五十一の項を次のように改める。

五十一	削除

別表第一中五十八の項を削り、五十九の項を五十八の項とする。

（税関関係手数料令の一部改正）

第四条　税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項から第三項までの規定中「令和七年三月分」を「令和九年三月分」に改める。

（関税定率法等の一部改正）

第五条　関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

別表中近東の項中「シリア」を「シリア　レバノン」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和六年四月一日から令和七年三月三一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「五二、〇〇〇トン」を「四九、九〇〇トン」に、「四、二二三、五〇〇トン」を「四、二四九、三〇〇トン」に、「三一八、九〇〇トン」を「三二四、四〇〇トン」に、「七八、五〇〇トン」を「五二、七〇〇トン」に、「一四三、五〇〇トン」を「一三五、三〇〇トン」に、「五〇五、五〇〇トン」を「五二九、七〇〇トン」に、「一六八、五〇〇トン」を「一六〇、七〇〇トン」に、「五、七〇〇トン」を「三、〇〇〇トン」に、「八、二〇〇トン」を「八、八〇〇トン」に、「三七、一〇〇トン」を「三五、八〇〇トン」に改める。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

第七条　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表脱脂粉乳の項中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ニ中「別表第八六号の二」を「同表第八六号の二」に改め、同号ト中「第四七号の五」を「第四七号の六」に改め、「第五七号の一五」の下に「、第五七号の一九」を加え、「第八五号まで」を「第八四号の二まで、第八五号」に改め、同号中トをリとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ　別表第四七号の二に規定する請求に対する関税法第百二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による証明書類（自動車の輸入の許可を証するものに限る。）の交付

第一条第一項第二号ホの次に次のように加える。

ヘ　別表第四三号に規定する申立てに対する関税法第六十九条の四第三項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は同表第四三号の五に規定する申立てに対する同法第六十九条の十三第三項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による通知

第一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二　関税法第六十九条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の六第十一項（輸出差止申立てに係る供託等）、第六十九条の七第三項、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の八第三項若しくは第四項（輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の十第三項若しくは第十二項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知（同法第六十九条の三第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務又は同法第六十九条の十二第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の十五第十一項（輸入差止申立てに係る供託等）、第六十九条の十七第三項、第五項若しくは第六項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の十八第三項若しくは第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の二十第三項若しくは第十二項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）若しくは関税法施行令第六十二条の十六第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知（同法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務

二の三　関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令に関する業務

第一条第一項第四号中「前三号」を「第一号、第二号若しくは前号」に改め、同条第四項第三号中「申請」の下に「又は同条第三項の規定による植物検疫証明書の交付」を加える。

第三条第二項中「（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

別表中第四六号の一〇を第四六号の一一とし、第四六号の五から第四六号の九までを一号ずつ繰り下げ、第四六号の四の次に次の一号を加える。

四六の五	関税法第七十七条の三第二項（日本郵便株式会社による関税の納付等）の規定による報告

別表中第四七号の五を第四七号の六とし、第四七号の四を第四七号の五とし、第四七号の三を第四七号の四とし、第四七号の二の次に次の一号を加える。

四七の三	関税法第百五条第一項第一号（税関職員の権限）の規定による関係書類（日本郵便株式会社が保存する郵便物に係る電磁的記録に限る。）の提出

別表第八四号の二の次に次の一号を加える。

八四の三	石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書の提出

別表第八五号中「（昭和五十三年法律第二十五号）」を削る。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、同年十月十二日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十二号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項各号、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第一条　大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「第七条第二項第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第六号中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第七条第二項第四号」を「第三条第二項第四号」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に、「授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）の」に改め、「（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）」を削り、同項第一号中「一〇〇円未満」を「法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者」に、「学校等」を「大学等」に、「額」を「額。次号イにおいて同じ。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者　当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める額（ロからニまでに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

イ　一〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額

ロ　一〇〇円以上二五、六〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の二を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の二を乗じた額

ハ　二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の一を乗じた額

ニ　五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満　当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に四分の一を乗じた額

第二条第一項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前項第二号」に、「及びその」を「（同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその」に改め、同条第三項中「学校等」を「大学等」に改める。

第三条第一項第一号中「前条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等（次号において単に「学校等」という。）」を「大学等」に改め、同項第二号中「学校等」を「大学等」に改める。

第四条中「第十一条」を「第九条」に、「第十条」を「第八条」に改める。

第五条の見出し中「第十六条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同条中「第十六条ただし書」を「第十四条ただし書」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十一条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五十一号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第三条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号ただし書中「に同法」を「に児童扶養手当法」に改め、同号ロただし書中「、当該児童が」の下に「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金（以下「学資支給金」という。）の支給又は」を加え、「。以下」を「。第十一号ロただし書において」に、「第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」を「第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」に、「、その」を「、当該」に改め、「児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する」を削り、「大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免」を「当該授業料減免」に改め、「切り捨てた額」の下に「。第三十一条の五第三号ロただし書及び第三十六条第三号ロただし書において同じ。」を加え、「（以下「大学等修学支援月額」という。）」を削り、同条第十一号ロただし書中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、「の減免」の下に「（以下「入学金減免」という。）」を加え、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第八条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「学資支給等」という。）」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」を「大学等修学支援」に、「当該大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に改める。

第三十一条の五第三号ロただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「児童が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号ロただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第三十一条の六第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「、当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

第三十六条第三号ロただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「寡婦の被扶養者が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号ロただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第三十七条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「、当該大学等修学支援」を「、当該学資支給等」に改める。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号及び同条第二項第二号中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号ロからニまで」に、「当該各号」を「同号ロからニまで」に改める。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第五条　こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

第九条第二十六号中「大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十三号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）の施行に伴い、及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条の」を「第三条の」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「第十三条の二第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（審査請求に対する裁決に際し意見を聴く審議会等）

第二条　法第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の項中「第二条」を「第三条」に、「第三条」を「第四条」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

3　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十四条第一項中「（昭和三十八年法律第百六十八号）」の下に「、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」を加える。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○財務省令第三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第百四十一号）の施行に伴い、及び税関関係法令を実施するため、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（処分通知等の指定） **第七条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号から第二号の三までに掲げる業務とする。	（処分通知等の指定） **第七条**　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

附　則

この省令は、令和七年十月十二日から施行する。

○財務省令第三十六号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）の施行に伴い、並びに国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（国債の名称） **第一条**　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第五条第二項の規定により発行する国債は、第十二回特別弔慰金国庫債券（以下「国債」という。）とする。 （額面金額） **第二条**　国債の額面金額は、二十七万五千円とする。	（国債の名称） **第一条**　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第五条第二項の規定により発行する国債は、第十一回特別弔慰金国庫債券（以下「国債」という。）とする。 （額面金額） **第二条**　国債の額面金額は、二十五万円とする。

（記名）

第三条　国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第四条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条　［略］

２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する特別弔慰金請求書を提出することにより行うものとする。

［３・４　略］

第二号書式　削除

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（記名）

第三条　国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第三条の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務を行うこととされた者が特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

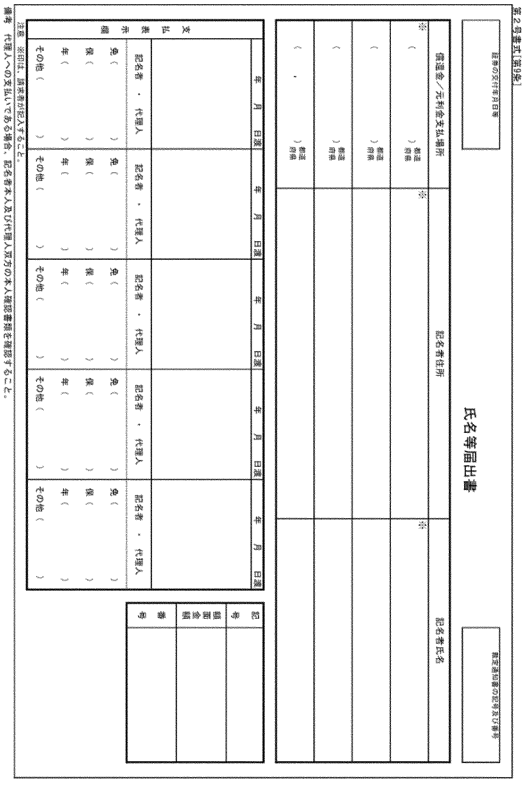
（氏名及び住所並びに償還金支払場所の届出）

第九条　［同上］

２　前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する特別弔慰金請求書を提出する際に、これに添えて、別紙第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

［３・４　同上］

第二号書式



附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第一条の第十一回特別弔慰金国庫債券の手続については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○文部科学省令第十号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（子に類する者） **第一条の二**　法第二条第三項の文部科学省令で定める者は、第十条第四項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の扶養親族（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。以下「施行令」という。）第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子を除く。）である者を除く。以下同じ。）である者（生計維持者のいずれかの子を除く。）及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものとする。	［条を加える。］

（大学等の確認要件）

第二条　法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二～四　［略］

2～4　［略］

第三条　法第三条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［略］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ　［略］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下こ

（大学等の確認要件）

第二条　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二～四　［同上］

2～4　［同上］

第三条　法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　［同上］

二　次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ　［同上］

ハ　直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下こ

の号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の⑴又は⑵に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める割合以上であること。

⑴・⑵　［略］

（大学等の確認要件の特例）

第四条　［略］

２・３　［略］

４　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一　次のイ及びロのいずれにも該当する場合

イ　直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

ロ　前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

二　地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして文部科学大臣が認める場合

５　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第三条第一項に規定する文部科学大臣等（以下単に「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

６　法第十三条第一項の規定により確認（法第三条第一項の確認をいう。以下単に「確認」という。）を取り消された大学又は高等専門学校（現に確認大学等であるものを除く。）のうち、前条第二号ハに該当しないものが、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、直前三年度のいずれの年度においても、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、前条第二号の基準に適合したものとみなす。

一　当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちに大学（別科を除く。）、高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

二　当該大学又は高等専門学校の収容定員の充足率が六割以上である場合

（確認の申請等）

第五条　大学等の設置者は、確認を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

［イを加える。］

［ロを加える。］

二　前条第二号ハの規定により算出した直近の年度の収容定員の充足率が五割以上である場合

５　確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、地域の経済社会において重要な役割を担う専門的な知識又は技術を有する人材の養成を行うものとして法第七条第一項各号に掲げる者（以下「文部科学大臣等」という。）が認める場合には、当該専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

［項を加える。］

（確認の申請等）

第五条　大学等の設置者は、法第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、文部科学大臣等に対し、様式第一号及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書（以下「確認申請書」という。）を提出するものとする。

２　［略］

３　確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（次項、第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一　［略］

二　前年度に第十五条第一項の規定により法第四条第一項の認定（以下「減免認定」という。）又は法第六条第一項の認定（以下「減免変更認定」という。）の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三　［略］

四　前年度に第十八条第一項第四号の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

４　第一項若しくは第二項の規定による確認申請書の提出又は第三項の規定による更新確認申請書の提出は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。第十一条第五項及び第十三条第六項において同じ。）により行うものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二　施行令第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十一条第二項の規定による検査が行われた日から十日以内に、当該検査が行われた日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

２　［同上］

３　確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書（第七条第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。）を提出するものとする。

一　［同上］

二　前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三　［同上］

四　前年度に第十八条第一項第四号の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

［項を加える。］

（聴聞決定予定日の通知）

第五条の二　大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（確認の公表）

第六条　法第三条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条　確認大学等の設置者は、法第七条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

２　法第七条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項又は第六項に規定する選考により行うものとする。

［項を削る。］

（確認の公表）

第六条　法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（確認要件を満たさなくなった場合等の届出）

第八条　確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

２　法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（授業料等減免対象者の認定のための選考）

第九条　法第八条第一項の規定による認定（以下「授業料等減免対象者としての認定」という。）は、授業料等減免を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者が次条第一項に規定する選考により行うものとする。

２　前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは、当該学生等は、

２　減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一～五　［略］

第十条　減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一　過去に減免認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であって過去に第十五条第一項に規定する減免認定又は減免変更認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二～八　［略］

九　同時に二以上の確認大学等に在学する学生等にあっては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

２　前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していないものにあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあっては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ・ロ　［略］

二　選考対象者のうち前号に該当しないものにあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ・ロ　［略］

３　授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一～五　［同上］

第十条　授業料等減免を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一　過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者（次号イ又はロに掲げる者であって過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。）

二～八　［同上］

九　二以上の確認大学等に在学する学生等にあっては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

２　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一　選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあっては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ　［同上］

二　選考対象者のうち前号に該当しない者にあっては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ・ロ　［同上］

三　選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあっては、次のいずれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ　当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当する者であること。

ロ　当該選考対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

ハ　当該選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額が三億円未満であること。

四　選考対象者のうち法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあっては、当該選考対象者及びその生計維持者の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ　減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)又は(2)に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められる［号を加える。］

三　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)又は(2)に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方

する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者　十五万四千五百円未満

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額　五千万円未満

(2)　［略］

3　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一・二　［略］

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者　十五万四千五百円未満

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額　二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあっては、一千二百五十万円未満）

(2)　［同上］

3　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であって過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一・二　［同上］

4　［略］

［項を削る。］

5　第二項第四号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

6　減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）に係る選考は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準及び方法により行うものとする。

一　法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者（以下「第一号授業料等減免対象者」という。）　第二項第四号に掲げる方法により、法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者であると認められること。

二　法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者（以下「第二号授業料等減免対象者」という。）　第二項第三号に掲げる方法により、法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者であると認められること。

7　確認大学等の設置者は、第一項及び第六項の選考を行うに当たっては、機構省令第二十三条の二の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う給付奨学生認定に係る選考の結果その他の機構の保有する情報（次条第三項において「機構選考結果等」という。）を活用して行うことができる。

4　［同上］

5　第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

6　第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

第十条の二　法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等に係る次の各号（当該学生等が減免変更認定を受けようとする場合にあっては、第一号）に掲げる事項とする。

一　氏名、出生の年月日及び住所

二　過去に授業料等減免を受けたことがあるか否かの別

2　法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等　学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二　前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学生等　確認大学等における学修の計画に関する書類

3　法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生等が特に優れた者であることを確認できる場合とする。

（認定の申請等）

第十一条　減免認定を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

［条を加える。］

（認定の申請等）

第十一条　授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。

2　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3　確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書等の提出があったときは、当該減免申請書等を提出した学生等に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4　確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5　第一項又は第二項の規定による減免申請書等の提出及び第四項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

6　確認大学等の設置者は、第十条第一項の選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者であると認めるときは、当該減免認定に係る授業料等減免対象者に対し、減免認定を行った旨及び授業料等減免の額並びに施行令第二条第一項第二号イからニまでに掲げる区分（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を行うべき者である場合に限る。）を通知するものとする。

7　前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の設置者の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

2　前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

3　確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があったときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行うものとする。

4　確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書のほか、授業料等減免を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

［項を加える。］

5　確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（施行令第二条第一項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知するものとする。

6　前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の定める授業料等（授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

8　確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

9　第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（授業料減免の始期及び終期）

第十一条の二　授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する年の十月

7　確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

［項を加える。］

（授業料減免の始期及び終期）

第十一条の二　授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者　当該減免申請書を提出した日の属する年の十月

三　確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一条の三　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月以内の日までに減免申請書等を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　事由発生日が確認大学等への入学前であり、確認大学等に入学後三月を経過して減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する月

三　事由発生日が確認大学等への入学後であり、当該事由発生日以後に減免申請書等を提出した者　当該減免申請書等を提出した日の属する月

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

第十二条　確認大学等の設置者は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

三　確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者　当該減免申請書を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一条の三　第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一　第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者　当該確認大学等に入学した日の属する月

二　事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者　当該減免申請書を提出した日の属する月

三　事由発生日が入学後である者　当該減免申請書を提出した日の属する月

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

第十二条　確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条　確認大学等の設置者は、毎年、次の各号に掲げる授業料等減免対象者について、それぞれ当該各号に定める判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

一　第一号授業料等減免対象者　次のイからハまでに掲げる判定

イ　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当するかどうかの判定

ロ　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であるかどうかの判定

ハ　当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当するかどうかの判定

二　第二号授業料等減免対象者　次のイ及びロに掲げる判定

イ　当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当するかどうかの判定

ロ　当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定

2　第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第四号に定める額未満かどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）に行うものとする。

3　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者に対し、当該確認大学等の設置者が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4　確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定を行うに当たっては、機構省令第二十三条の七に規定する適格認定における収入額・資産額等の結果その他の機構の保有する情報を活用して行うことができる。

5　［略］

6　第三項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

（授業料減免の額の変更）

第十四条　確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2　確認大学等の設置者は、前条第二項の規定による判定の結果、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3　確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、第二号授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条　確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

［号を加える。］

2　第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）に行うものとする。

3　確認大学等は、授業料等減免対象者に対し、確認大学等が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4　第一項及び第二項の場合において、機構省令第二十三条の七第一項及び第二項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、第一項及び第二項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

5　［同上］

［項を加える。］

（授業料減免の額の変更）

第十四条　確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2　確認大学等の設置者は、前条第二項の規定による判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3　確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二　授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等の設置者が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を当該確認大学等の設置者に届け出るものとする。

（認定の取消し等）

第十五条　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定を取り消すものとする。

一～三　［略］

2　確認大学等の設置者は、前項の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3　確認大学等の設置者は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条　授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、当該減免認定又は減免変更認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一・二　［略］

第十七条　確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一　日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなった者を除く。）。

二　日本国籍を有せず、第九条第二項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

三～五　［略］

六　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれにも該当しなくなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人未満となった場合

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二　授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があったときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあった事項を確認大学等に届け出るものとする。

（認定の取消し等）

第十五条　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

一～三　［同上］

2　確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3　確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条　授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一・二　［同上］

第十七条　確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一　日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなった者を除く。）。

二　日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

三～五　［略］

六　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき。

［イを加える。］

(3)　当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当しなくなった場合

ロ　第二号授業料等減免対象者　当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当しなくなった場合

七　第二号授業料等減免対象者が公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

八　確認大学等の設置者の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等の設置者に提出しないとき。

九　確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等の設置者に対し行わないとき。

十　前九号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号又は同項第二号に該当する者　日本国籍を有することとなったとき又は第九条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二～五　［略］

［ロを加える。］

七　公示対象学部等に在学しなくなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）に限る。）。

八　確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等に提出しないとき。

九　確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に対し行わないとき。

十　前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

2　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号又は同項第二号に該当する者　日本国籍を有することとなったとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二～五　［同上］

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなったとき。

イ　第一号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

(1)　当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいずれかに該当することとなった場合

(2)　当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となった場合

(3)　当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当することとなった場合

ロ　第二号授業料等減免対象者　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1)　当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなった場合

(2)　公示対象学部等に在学することとなった場合（当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき又は公示対象学部に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）。

［イを加える。］

［ロを加える。］

施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であって、これらの者が有する資産の合計額が五千万円未満である場合に限る。）

七　前項第七号に該当する者　公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなったとき。

八　前項第八号に該当する者　第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等の設置者に提出したとき。

九　前項第九号に該当する者　届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等の設置者に届け出たとき。

十　前項第十号に該当する者　減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、当該授業料等減免対象者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一　第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止されたとき。

二　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたとき。

七　前項第七号に該当する者　公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

八　前項第八号に該当する者　第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

九　前項第九号に該当する者　届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

十　前項第十号に該当する者　授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一　第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

二　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

4　第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止され、又は第二項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5　［略］

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　選考対象者（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとする者に限る。第三号及び第四号において同じ。）若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生等にあっては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三　［略］

四　選考対象者又は授業料等減免対象者が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であって、施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

4　第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5　［同上］

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあっては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三　［同上］

四　選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であって、施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

2　［略］

別表第二　適格認定における学業成績の基準

（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が六割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［略］
停止	［略］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二・三　［略］
備考	一～三　［略］

2　［同上］

別表第二　適格認定における学業成績の基準

（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［同上］
停止	［同上］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。 二・三　［同上］
備考	一～三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号

年　月　日

殿

［設置者の名称］

［代表者の役職］　［代表者の氏名］

大学等における修学の支援に関する法律第３条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 （いずれかに○を付すこと）	（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※　以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

□　更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※　以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

□　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

□　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第３条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第１号			
第２号の１			
第２号の２			
第２号の３			
第２号の４			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

□　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》

□　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

□　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

□　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

□　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

□　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

（添付書類）経営要件を満たすことを示す資料

学校コード		学校名	
設置者名			

Ⅰ．①直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請２年度前の決算	円	円	円
申請３年度前の決算	円	円	円

Ⅰ．②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

Ⅱ．申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度（申請年度）	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ．申請校の直近３年度の全ての収容定員充足率が８割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度（申請年度）５月１日時点の状況について
（A）又は（B）のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況（A）学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数＋就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況（B）学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者＋就職希望者(I)	進学者数＋就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	人	人	%

（Ⅰ．②の補足資料）「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二号の四―①別紙を次のように改める。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学 等）	
設置者名（学校法人○○学園 等）	

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		人（　　）人	人（　　）人	人（　　）人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（　　）人
合計（年間）				人（　　）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
３月以上の停学	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第十一号の四―②別紙を次のように改める。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「―」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学 等）	
設置者名（学校法人○○学園 等）	

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		人（　　）人	人（　　）人	人（　　）人
内訳	第Ⅰ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（　　人）	（　　人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による支援対象者（年間）				人（　　）人
合計（年間）				人（　　）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
３月以上の停学	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	人	人
計	人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十三条の二　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第三条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの 二　支援法第二条第四項に規定する確認大学等（以下単に「確認大学等」という。）に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等（試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となった年度（次号ニにおいて「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者等となった日までの期間が五年を経過していない者（五年を経過した後も引き続き入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。）であって、認定試験合格者等となった日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。） 三　［略］ 2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。 一～三　［略］ 四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定め	**第二十三条の二**　学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。 一　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。次号において「支援法」という。）第七条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの 二　支援法第二条第三項に規定する確認大学等（以下単に「確認大学等」という。）に入学したとき学資支給金の支給を受けようとする認定試験合格者等（試験規則第三条の規定により高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者となった年度（次号ニにおいて「認定試験受験資格取得年度」という。）の初日から認定試験合格者等となった日までの期間が五年を経過していない者（五年を経過した後も引き続き入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として機構が認める者（以下「機構確認者」という。）を含む。）であって、認定試験合格者等となった日の属する年度の末日から認定申請の日までの期間が二年を経過していない者に限る。） 三　［同上］ 2　選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。 一～三　［同上］ 四　選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

る要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　五万千三百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1)　選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するもの　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)　多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者　十五万四千五百円未満

(2)　(1)に掲げる者以外の者　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

(3)を削る。］

ロ　五万千三百円以上十五万四千六百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1)‖　イ(1)に掲げる者　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

(2)‖　選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（(1)に掲げる者を除く。）　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ‖　十五万四千六百円以上　選考対象者（イ(1)に掲げる者に限る。）及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

3・4　［略］

［項を削る。］

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の七　機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額及び支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に

(2)　公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（(1)に掲げる者を除く。）　十五万四千六百円未満

(3)‖　(1)及び(2)に掲げる者以外の者　五万千三百円未満

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額　二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあっては、一千二百五十万円未満）

［(1)を加える。］

［(2)を加える。］

［ハを加える。］

3・4　［同上］

5‖　第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の七　機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支

応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2　第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額及び支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）に行うものとする。

3～5　［略］

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一～五　［略］

六　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当しなくなったとき。

七～九　［略］

2　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～五　［略］

給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2　第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあっては、一年ごと）に行うものとする。

3～5　［同上］

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二　給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一～五　［同上］

六　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき。

七～九　［同上］

2　前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一～五　［同上］

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することとなったとき。

七～九　［略］

3～5　［略］

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一～三　［略］

四　選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するものを除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であって、令第八条の二第四項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上であるとき。

五　選考対象者又は給付奨学生（その生計維持者（扶養親族である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定める者の数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するものに限る。）及びその生計維持者の有する資産の合計額が五千万円以上三億円未満であるとき。

六　前項第六号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当することとなったとき。

七～九　［同上］

3～5　［同上］

（国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定）

第四十条　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一～三　［同上］

四　選考対象者又は給付奨学生（第二十三条の二第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等に在学する者として学資支給金の支給を受ける場合であって、令第八条の二第四項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上であるとき。

［号を加える。］

2　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二　［略］

三　前項第五号に掲げる場合　十五万四千五百円

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が六割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［略］
停止	［略］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。

2　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二　［同上］

［号を加える。］

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［同上］
停止	［同上］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。

二・三	［略］
備考	
一～三	［略］

二・三	［同上］
備考	
一～三	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和七年度における第一条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条第三項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第一条の規定による改正前の別表第二」とする。

第三条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって、令和七年度に新規則第十八条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する新規則第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。

第四条　令和七年度における独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下「機構省令」という。）第二十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第二条の規定による改正前の別表」とする。

第五条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された給付奨学生であって、令和七年度に同条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する機構省令第二十三条の八第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。

○厚生労働省令第四十八号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第十六条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別弔慰金の請求手続）	（特別弔慰金の請求手続）
第一条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第三条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による特別弔慰金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第四条の規定により特別弔慰金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第一条**　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第三条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による特別弔慰金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第三条の規定により特別弔慰金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
一　請求者の令和七年四月一日における戸籍の抄本	一　請求者の令和二年四月一日における戸籍の抄本
二～七　（略）	二～七　（略）
3　（略）	3　（略）
一　弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、令和七年四月一日において当該死亡した者の子がなかつたこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。）	一　弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、令和二年四月一日において当該死亡した者の子がなかつたこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。）
二　（略）	二　（略）
三　請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から令和七年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類	三　請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から令和二年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類
四・五　（略）	四・五　（略）
4　（略）	4　（略）
（特別弔慰金の支給順位の変更）	（特別弔慰金の支給順位の変更）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2　前項の申請書には、先順位者が令和七年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、先順位者が令和二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。
3　（略）	3　（略）
（請求書等の経由）	（請求書等の経由）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十四条第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。	3　法第十三条の二第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第一条関係）　（表面）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書

４－６２

戦没者等	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和　年　月　日
	氏名	（姓）	（名）		
	除籍時の本籍等	都道府県		死亡年月日	昭和・平成・令和　年　月　日
	もとの身分	陸軍（軍人・軍属）・海軍（軍人・軍属）・準軍属			
請求者	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和　年　月　日
	氏名	（姓）	（名）		
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（　）			
	住所	〒　都道府県			
	電話番号	自宅・携帯　－　－			
	区分	前回受給者・前回は別の者が受給・新規請求者で以下のいずれか（※） 1. 令和2.4.1～令和7.3.31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない			
被相続人	フリガナ			死亡年月日	令和　年　月　日
	氏名	（姓）	（名）	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（　）
成年後見人等	フリガナ			区分	成年後見人等・親権者等・国外居住請求者の代理人
	氏名	（姓）	（名）		
	住所	〒　都道府県			
	電話番号	自宅・携帯　－　－			

国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称	国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名
	都道府県		市区町村

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。

なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。

・　権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。

・　他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。

・　本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。

令和　年　月　日

厚生労働大臣
裁定都道府県知事　殿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（Ａ列４番）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和七年法律第十八号）による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金に係る請求手続については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則様式第一号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（裏面）

記載上の注意

1　選択できる項目は該当するもの（※印は該当する番号）を〇で囲んでください。

2　電話番号は、日中連絡が取れる番号（自宅又は携帯のいずれか）を書いてください。

3　「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。

4　戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。
　なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。

5　「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（成年後見人等）
(2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（親権者等）
(3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（国外居住請求者の代理人）

6　「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。

7　表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

（自治体使用欄）

<table>
<tr><td colspan="2">国債交付取扱店名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">前回特別弔慰金受給者</td><td>受給者
氏　名</td><td></td><td>戦没者等との続柄</td><td></td><td>裁定
記号番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和2.4.1～令和7.3.31に年金受給者が失権</td><td>受給者
氏　名</td><td></td><td>戦没者等との続柄</td><td></td><td>証書
記号番号</td><td></td></tr>
<tr><td>失　権
年月日</td><td></td><td>失権事由</td><td colspan="3">□ 死亡　□ その他（　　）</td></tr>
<tr><td>弔慰金の受給者</td><td>受給者
氏　名</td><td></td><td>戦没者等との続柄</td><td></td><td>裁定
記号番号</td><td></td></tr>
</table>

告示